

公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

1 要旨

物価統制令により都道府県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額（一般公衆浴場 42 浴場（令和6年度末）の上限額：その他の公衆浴場は対象外）について、次のとおり改定することとした。

2 公衆浴場入浴料金

(1) 統制額の改定

区 分	大 人 (12 歳以上)	中 人 (6 歳以上 12 歳未満)	小 人 (6 歳未満)
現行額	4 8 0 円	2 0 0 円	1 0 0 円
組合申請額	5 0 0 円	2 0 0 円 (据え置き)	1 0 0 円 (据え置き)
改定額	5 0 0 円	2 0 0 円 (据え置き)	1 0 0 円 (据え置き)

(2) 施行日 令和7年8月1日

3 審議経過

- 令和7年2月25日付けで広島県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「組合」という。）から、経済状況の急激な変化による経費の増加等を受け、改定申請がなされた。
- 県は、令和5年度公衆浴場経営実態調査の結果等を基礎とし、令和6年の収支予測の試算を行った結果、収支均衡には大人550円が必要との考察だったが、組合の理事会での議決を尊重した500円を、令和7年6月30日付け広島県生活衛生適正化審議会（以下「審議会」という。）に対して諮問した。
- 審議会委員からは、「今の経済情勢から改正は理解できる。浴場は必要な施設であり適切な価格転嫁であることを周知してほしい。」などの発言があった一方で、「他の事業では10%以上の値上げを行っている中、500円ではかなり努力しなければ厳しい。」との意見もあった。
- 審議会では、委員の意見を総括し、諮問どおりの統制額の指定を全員一致で承認する一方、答申書には次の事項を付記することとされた。

【審議会答申（付記意見）】

県は、今年度実施予定の実態調査の結果を浴場組合に提供し、浴場組合は再度公衆浴場入浴料金改正の必要性を検討し、その結果を県と共有したうえで、県は、令和8年度の早い時期に再度審議会の開催が図られるよう検討すること。